## <公立各種学校の設置等の認可>

## ○提出書類

	項目	提 出 書 類 等
1	学校の設置	① 認可申請書
		② 目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法、開
		設の時期を記載した書類
		校地、校舎等の図面
2	学校の廃止	① 認可申請書
		② 廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書
		類
3	設置者の変更	① 認可申請書(新旧設置者の連署)
		② 変更前後の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維
		持方法並びに変更の事由及び時期を記載した書類

## ○根拠法令

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号) (雑則)

- 第 134 条 第 1 条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第 124 条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、これを各種学校とする。
- ② 第4条第1項、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条、第14条及 び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。(以下略)
- ③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

## ○審査基準

各種学校規程(昭和31年12月5日文部省令第31号)